

区立公園におけるドッグラン設置の基本的考え方 概要版

1 ドッグラン設置検討に当たっての条件

ドッグラン整備に当たっては、以下の3つの条件が整うことを前提として、ドッグラン設置の検討を行います。

① ドッグランの標準面積を確保できること

ドッグランを設置しても、ドッグラン以外の利用に供する公園機能を十分確保できる規模の公園であること。

エリア区分や地面の材質、フェンスの構造など『ドッグランの整備内容』に示した整備が可能であること。

② 当該公園利用者の理解が得られること

ドッグラン設置による一般利用者との棲み分けを行うことで、公園全体が安全で安心して快適に利用できることについて、一般利用者の理解が得られること。

③ 近隣住民の理解が得られること

ドッグラン設置に対する公園の近隣住民の理解が得られること。

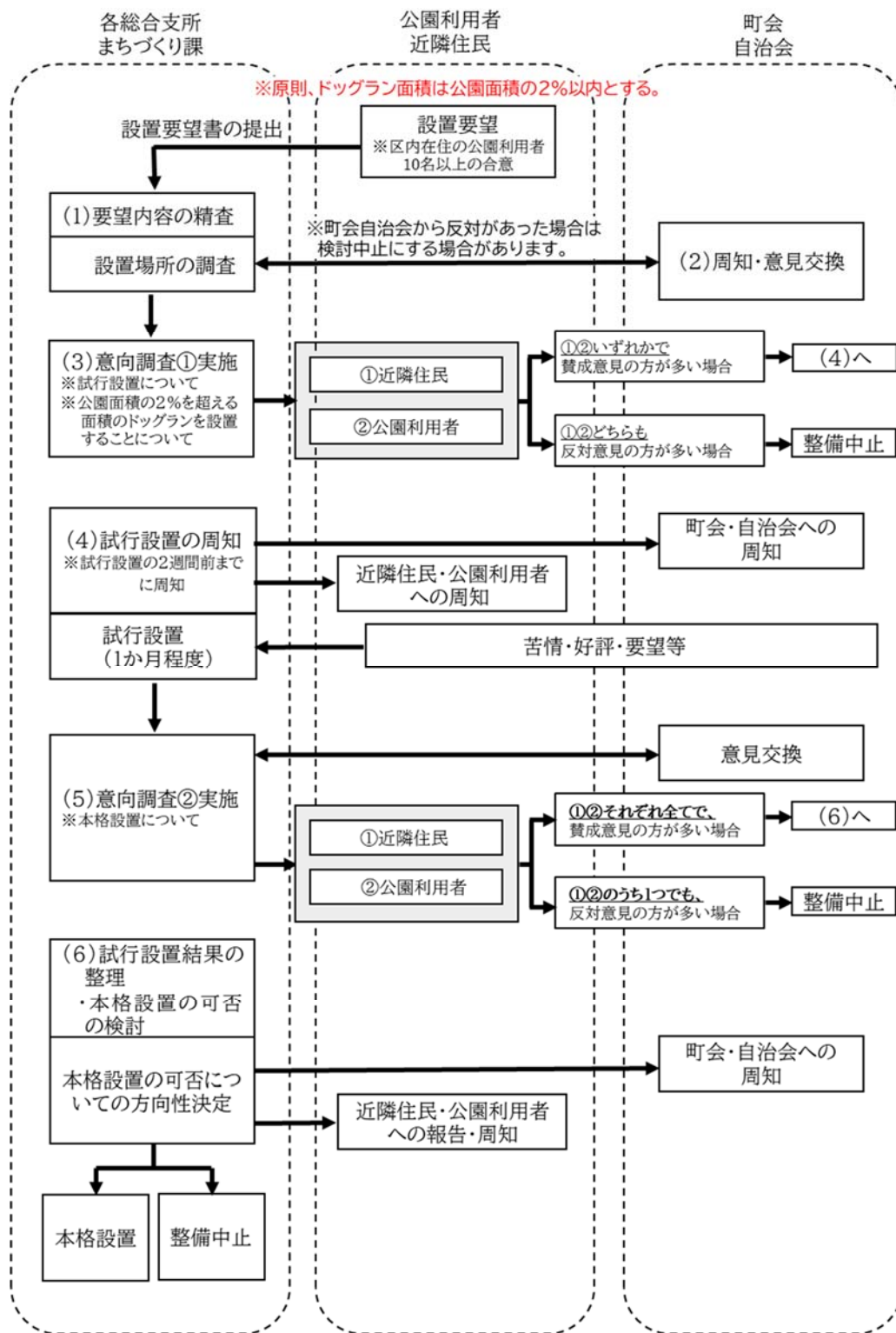
2 ドッグランの整備内容

ドッグラン設置の際には、以下のような整備内容とすることを標準とします。

場所	港区立公園(区内の「港区立〇〇公園」という名称の公園)
面積	原則、ドッグラン面積は、最低でも100㎡程度を確保し、公園面積の2%以内を標準面積とする。 なお、公園面積の2%を超えるドッグラン設置を検討する場合は、近隣住民の合意を必要とする。 (例:2,500㎡の公園でドッグランを検討する場合) ・公園面積の2% → $2,500 \text{ m}^2 \times 0.02 = 50 \text{ m}^2 < \text{最低面積 } 100 \text{ m}^2$ ※2,500㎡の公園で最低面積100㎡のドッグランをつくる場合、近隣住民の合意が必要となる。
エリア区分	犬の安全性、犬同士のトラブルを回避するため少なくとも小型犬、一般ゾーンの2区分は設定する。エリア毎の最低面積は、小型犬ゾーンを100㎡、一般犬ゾーンを150㎡とする。 なお、公園の規模により2区分の設定が困難な場合は、1区分(小型犬専用エリア)も可とする。
入口の構造	他の公園利用者の怪我を防止するため、リードを放した犬が逃げにくいよう、安全性を考慮して入口とエリアの入口を二重構造とする。
地面の材質	病原菌が繁殖しにくい素材とする。
フェンスの構造	(ドッグラン外周) 形状:メッシュフェンス、高さ:1.5m以上 (小型犬ゾーンと一般ゾーンを仕切る場合のフェンス) 高さ:1.5m以上

3 ドッグラン設置の検討方法について

ドッグラン設置に当たっては、近隣住民及び公園利用者の合意を得ながら、以下の検討フローに基づいて検討します。



ドッグラン設置に向けた検討フロー図